

投資法人みらい
第 8 回投資主総会 決議結果の概要（ご参考）
（2025 年 7 月 28 日開催）

1. 決議事項の内容

- 第 1 号議案 執行役員 1 名選任の件
第 2 号議案 補欠執行役員 1 名選任の件
第 3 号議案 監督役員 2 名選任の件
第 4 号議案 補欠監督役員 1 名選任の件

2. 決議事項に対する賛成及び反対の意思の表示に係る議決権の数並びに当該決議の結果

決議事項		賛成数（個）	反対数（個）	賛成割合（％）	決議結果
第 1 号議案		1,750,689	153,092	91.78	可決
第 2 号議案		1,775,574	128,842	93.09	可決
第 3 号議案	根岸岳彦	1,896,952	7,464	99.45	可決
	西井秀朋	1,896,690	7,726	99.44	可決
第 4 号議案		1,870,835	33,581	98.08	可決

（注1） 本投資主総会における行使可能議決権総数は 1,907,440 個になります。

なお、賛成割合については、本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できたもの、並びにみなし賛成（※）に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計数を、行使可能議決権総数で除した数値の少数第 3 位を四捨五入して記載しています。

※本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条 1 項の規定に基づき、下記【ご参考：本投資法人現行規約抜粋】に記載のとおり、本投資法人の規約第 14 条において「みなし賛成」に関する規定を定めています。

（注2） 各議案は、みなし賛成による出席を含め、出席した投資主の議決権の過半数の賛成をもって可決としています。

3. 本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否が確認できていない議決権数の取扱いについて

本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できたもの、並びにみなし賛成に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計により、決議事項の可決が明らかになったため、本投資主総会当日出席の投資主の議決権数のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は、賛成数及び反対数のいずれにも加算していません。

【ご参考：本投資法人現行規約抜粋】

第 14 条（みなし賛成）

- 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
- 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第 104 条第 1 項（役員及び会計監査人の解任）、第 140 条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第 143 条第 3 号（解散）、第 205 条第 2 項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第 206 条第 1 項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
- 第 1 項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

以 上